第十四条の二第十一項第一号ハ⑷中「並びに」を「及び」に改め、同号ニ中「、当該住宅用家屋が災害により滅失」の下に「（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号中「住宅取得等資金　次に掲げる場合の区分に応じ」の下に「それぞれ」を加え、同号ハ中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同号ハ⑴㈱中「第九項」を「第十項」に改め、同項第三号中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二十九条の二第九項」を「第二十九条の二第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第十一項第二号ハ⑴㈱」を「第十二項第二号ハ⑴㈱」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十九条の二第八項に規定する財務省令」を「第二十九条の二第九項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十九条の二第九項」を「第二十九条の二第十項」に改め、同項第二号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同項第三号イ中「前項第一号チ」を「第五項第一号チ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　令第二十九条の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　当該住宅用の家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める令第二十九条の二第八項に規定する住宅用の家屋に該当する旨を証する書類

二　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において住宅用の家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合又は災害に起因するやむを得ない事情により同日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得ができなかった場合　当該住宅用の家屋の工事が完了したとき、又は当該住宅用の家屋の新築若しくは取得をしたときは遅滞なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第十九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「旧震災特例法」という。）第十九条第八項（旧震災特例法第二十条第八項において準用する場合を含む。）及び旧震災特例法第二十条第二項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第二十七条の十四の規定の適用については、同条中「の規定に基づく」とあるのは「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）第十九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定に基づく」と、同条第二号中「に掲げる」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第二十七号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第七条第二項第六号及び第三項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる」とする。

（贈与税の特例に関する経過措置）

第三条　改正法附則第六十二条第二項の規定の適用を受けようとする改正法第十九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第三十八条の二第十四項に規定する申告書（同条第十一項又は第十三項の規定の適用がある場合には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十五号）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第十二項の規定により読み替えて適用する震災特例法第三十八条の二第十四項に規定する申告書又は更正請求書）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる書類（新築又は取得をした震災特例法第三十八条の二第二項第二号に規定する住宅用家屋（以下この条において「住宅用家屋」という。）が令和六年六月三十日以前に建築されたものである場合には、ロに掲げるものを除く。）

イ　改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号に定める書類

ロ　当該住宅用家屋が令和五年十二月三十一日以前に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認を受けたことを証する同項に規定する確認済証の写し又は同法第七条第五項に規定する検査済証の写し

二　震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した日の属する年の翌年三月十五日において住宅用家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合又は震災特例法第三十八条の二第十項第一号に規定する災害に起因するやむを得ない事情により同日までに住宅用家屋の新築若しくは取得ができなかった場合　当該住宅用家屋の工事が完了したとき、又は当該住宅用家屋の新築若しくは取得をしたときは遅滞なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

○財務省令第二十八号

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第五項の規定に基づき、復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3　法第二十八条第一項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収をする場合における所得税法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に記載すべき所得税法施行規則第九十四条の二第一項第八号に規定する控除した金額及び控除しきれない金額については、これらの金額の記載に代えて租税特別措置法第四十一条の三の九第三項に規定する年金特別控除額のうち法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の九第一項又は第二項の規定により控除した金額及び当該年金特別控除額のうち同条第一項又は第二項の規定による控除をしても控除しきれない金額（当該金額がない場合には、零）を記載するものとする。